

長浜市スポーツ推進委員の委嘱にかかる規定（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、長浜市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の委嘱に必要な事項を定めるものとする。

（年齢）

第2条 委員の年齢は原則として20歳以上、70歳以下とする。

（出勤回数）

第3条 委員は、行政機関の行う行事または事業に対し、50%以上出勤しなければならない。出勤回数が50%を下回った場合、原則として次年度の委嘱を行わない。

（選考）

第4条 委員の選考は、公的団体の推薦を基に庁内で検討する。